

静岡県告示第665号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年8月13日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月13日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
池東松原線	伊東市荻字池田176番の2地先から 伊東市荻字中田代319番の1まで	令和3年8月13日